

平成 21 年 第 7 回

菊陽町議会 11 月臨時会会議録

平成 21 年 11 月 30 日

熊本県菊陽町議会

第7回菊陽町議会11月臨時会会議録

平成21年11月30日（月）開会

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程

(平成21年第7回菊陽町議会11月臨時会)

平成21年11月30日

午後5時30分開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 町長提出議案第62号から議案第64号までの一括議題

日程第5 町長の提案理由の説明

日程第6 議案第62号 菊陽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

日程第7 議案第63号 菊陽町情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定について

日程第8 議案第64号 平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	坂本秀則君	2番	北山正樹君
3番	石原武義君	4番	甲斐榮治君
5番	芝和長君	6番	岩下和高君
7番	佐藤竜巳君	8番	大塚昇君
9番	福島知雄君	10番	川俣鐵也君
11番	吉本堅君	12番	小林久美子君
13番	酒井良一君	14番	上田茂政君
15番	梅田清明君	16番	鍋島有志男君
17番	永野輝全君	18番	吉村豊明君

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

10番	川俣鐵也君	11番	吉本堅君
-----	-------	-----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	後藤三雄君	教育委員長	三島誠一君
教 育 長	赤峰洋次君	教育次長	田中真治君
総務部長	宮本義次君	福祉生活部長	大川育男君
産業建設部長	服部貞夫君	会計管理者兼 会計課長	大野秀治君
総務部審議員 兼総務課長	吉岡典次君	総合政策課長	松本東亜君
財政課長	實取初雄君	福祉部審議員 兼福祉課長	眞鍋清也君

建設課長 松村孝雄君
総務課長補佐 服部誠也君
兼庶務法制係長
生涯学習課長 佐藤清孝君

都市計画課長 坂本恭一君
教育審議員兼 大山晃君
学務課長
農業委員会事務局長 志垣敏夫君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 阪本健治君
書 記 山川真喜子君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午後 5 時30分

○議長（吉村豊明君） こんばんは。

開会に先立ちまして、傍聴者の皆様に申し上げます。

会議中は携帯電話の電源はお切りいただくか、マナーモードにしてください。また、傍聴席で私語や拍手はしないようお願いいたします。これらの行為が行われた場合は退場を求めることとなりますので、よろしく願いをいたしておきます。なお、録音機やカメラ等の持ち込みは禁止となっております。厳守願います。

それでは、ただいまから平成21年第7回菊陽町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（吉村豊明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、10番川俣鐵也君、11番吉本堅君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（吉村豊明君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（吉村豊明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、お手元に配付しましたとおりであります。

次に、今回受理した町民グラウンドの現地保持と菊陽中部小学校を県道瀬田竜田線南側の隣接地に建設することを求める署名が2,055名の署名をつけて本日提出されました。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 町長提出議案第62号から議案第64号までの一括議題

○議長（吉村豊明君） 日程第4、町長提出議案第62号から議案第64号までを一括して議題といたします。

議案は、さきに議員各位に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長の提案理由の説明

○議長（吉村豊明君） 日程第5、ただいま議題といたしました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 皆様こんばんは。議長のお許しをいただきましたので、平成21年第7回臨時会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今年もいよいよ余すところ1カ月となりまして、これから寒さも厳しくなってくるものと思います。

さて、本日平成21年第7回菊陽町議会臨時会をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多用の中全員のご出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

それでは、本日の臨時会に提案しております付議事件について、その提案理由を申し上げます。

議案第62号は、菊陽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

さきに出されました人事院勧告により、国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、権衡上改正する必要がある、議会の議決を求めるものであります。

内容は、1日当たりの勤務時間8時間を15分短縮し7時間45分に、一般職の6月の期末手当の支給率を100分の140を100分の125、12月の期末手当の支給率を100分の160を100分の150、勤勉手当の支給率を100分75を100分の70に引き下げると、月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を100分の125から100分の150に引き上げるとともに、この差額分の支給にかえて時間外代休時間を指定することができる旨を規定するものが主なものであります。

議案第63号は、菊陽町情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定についてであります。

内容は、菊陽町情報公開条例に基づく情報公開審査会及び菊陽町個人情報保護条例に基づく個人情報保護審査会を一本化するため、本条例を制定するものであります。

議案第64号は、平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

12月定例議会前ではありますが、菊陽中部小学校耐震対策のための建設に必要な経費について、急を要するものが生じたので、補正をお願いするものであります。

本日は傍聴者の皆さんが多数お見えでありますので、今回の判断に至った経緯と今後の進め方についてご説明を申し上げさせていただきます。

本町における小・中学校の耐震化事業が必要な学校は、小学校3校——武蔵ヶ丘小学校、菊陽北小学校、菊陽中部小学校、それに中学校2校——菊陽中学校と武蔵ヶ丘中学校の5校でありました。私は、耐震化事業は地震から子どもたちの命を守るため最も優先的に進めなければ

ならない事業としてとらえ、老朽化が激しかった武蔵ヶ丘小学校、これは平成17年度から19年度まで実施、完成しております。これは老朽化が激しいということで、大規模改修まで実施したところであります。以後は耐震化を進め、20年度に菊陽北小学校が耐震化が終わっております。平成21年度に今、武蔵ヶ丘中学校が実施中であります。菊陽中学校におきましては、基本設計中であります。

その中で菊陽中部小であります、これは平成17年の耐震診断の結果、震度6強の地震があった場合、崩壊または倒壊のおそれがある診断結果が出ています。このため、具体的な取り組みとしましては、平成19年度に職員によるプロジェクトチームで検討させた結果、現在地での建てかえがよい。内容的には事業費が安く済む、設計から完成までの期間が3カ年と見込める。難点としまして運動場が狭い点があるが、授業には差し支えないとの提言があったところであります。

このような中、平成20年、多くの子どもたちや教師の命も犠牲となった中国四川省の大地震、8万7,000人を超す死者、行方不明が出たと言われておりますけれども、この地震以後は改めて地震の悲惨さを知らされるものでありました。この地震後、国や県から早急に小・中学校の耐震化を急ぐよう要請があったところであります。これをもとに平成21年度当初予算に現地での建設予算、基本設計、実施設計を計上し、22年度、23年度の完成を目指したところでありますが、議会において否決となった次第であります。主な理由といたしまして、当時4階建て一部5階建ての案でありました。それから、運動場が狭い、また崖地等にあるというようなことが主な反対の理由であったかと思っております。

その後、教育委員会では現地修正案、いわゆる4階建て一部5階建てを3階一部4階建てに見直すとともに、町民グラウンドへの移転案、新たな土地の3案を作成し、地元説明会、そして中部小学校へ通う全家庭へのアンケートを実施したところであります。アンケートの結果によりますと、グラウンドのほうに移転する希望が一番多かったところであります。

このため、9月議会において現地案は断念し、議会終了後から庁内の関係課で会議を重ねまして、町民グラウンドと新しい土地の2カ所について検討し再度熟慮した結果、本事業は耐震対策事業として実施する事業であり、新校舎完成までの期間が問われる事業であること。また、建てかえる場所についてはその人によりそれぞれの希望される場所があると思います。そういった中にありますけれども、保護者の皆さんの共通した思いというのは耐震上危険である、かつ迷路のような校舎を一日も早く建てかえ、安全で安心できる新しい校舎の実現であると考えたところであります。

このため、完成までの期間が短く、かつ期間が具体的に3カ年間と見込めること、財政的な負担も軽い町民グラウンドに建設すべきと判断したところであります。しかしながら、町民グラウンドに建設するとなりますと、利用者の皆様には大変なご迷惑をおかけすることになるところであります。

代替策の実施については、体育協会、体育指導員、スポーツクラブきくよう等の皆様とも話

をいたしたところでありますが、利用者の代表の皆さんのご意見を聞きながら、できるだけ
の対応をとっていかねばならないと考えているところであります。

現在の町民グラウンドは建設から約30年間が経過しまして、人口も当時に比べると約
1.5倍、現在約3万6,000人となっているところであります。これから人口が4万あるいは5万
人と向かって増加していく将来を想定しますと、非常に手狭であると感じます。

平成22年度は第5期の基本構想、これは平成22年度から今後10年間の将来構想を策定するこ
とになるところであります。こういった中で社会体育の重要性、必要性の観点から、また町民
の皆さんの社会体育施設充実の期待にこたえるため、今非常に100年に一度という経済不況の
中にありまして大変厳しい財政状況であります、こういった新しい町民グラウンドの建設に
向け、(仮称)新町民総合グラウンド建設検討委員会等を早期に立ち上げまして、こういった
来年の新構想の中にきちんと位置づけをしながら取り組む考えであります。

このようなことから、本日の臨時会に中部小の基本設計委託料等の補正予算をお願いしたと
ころであります。

内容は、今回歳入歳出予算総額の増減はありませんが、歳出において教育費を2,973万
8,000円増額し、同額を予備費で減額するものであります。

繰り返しになりますが、中部小学校を一日も早く子どもたち、先生方、そして保護者の
方々を安全で安心してできる教育環境を整えることが私、そして教育委員会の使命であると考え
ているところであります。

以上をもちまして付議事件の要旨についての説明を申し上げたところでありますが、詳細に
つきましては議案審議の際にご説明いたしますので、慎重にご審議いただきまして、ご承認賜
りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いい
たします。

○議長(吉村豊明君) 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第62号 菊陽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の 制定について

○議長(吉村豊明君) 日程第6、議案第62号菊陽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を  
改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、内容の説明を求めます。

○総務部審議員兼総務課長(吉岡典次君) それでは、議案第62号菊陽町一般職の職員の給与に関  
する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げるところでございます。

説明の前に、申しわけございませんが、印刷ミスがありますので訂正をお願いしたいと思います  
。既に正誤表をお配りいたしておりますが、議案の7枚目の下から3分の1ぐらいのところ  
になります、第4条の中で附則第7条第1項中「給料月額に」を「給料月額に100分の  
99.76を乗じて得た額」に訂正をお願いします。現在は「給料月額に99.76を乗じて得た額」と



印刷しておりますが「給料月額に100分の99.76を乗じて得た額」に訂正をお願いいたします。  
よろしく願いいたします。

それでは、説明を申し上げたいと思います。

この菊陽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございますが、条例等の一部となっております。この「等」につきましては、菊陽町一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の職員の勤務時間、給与等に関する条例、この2つを同時に改正するものでございます。したがって、ここに給与に関する条例等という標題をつけたところでございます。

それでは、内容につきましては参考資料をつけております、新旧対照表をつけておりますので、そちらのほうで説明させていただきます。

まずは第1条、2条、3条というふうな条文立てで今回の2つの条例を改正することといたしております。したがって、まず第1条関係でございます。第1条は菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の改正でございます。第13条の第2項の中で勤務時間を現在1日8時間としておりますが、15分短縮いたしまして7時間45分とするものでございます。

第17条、次の条でございますが、ここに宿日直勤務の宿日直手当の規定がございます。この中で、出務時間の2分の1に相当する時間である日を継続して宿日直する場合を定めておりましたが、現在土曜日の勤務がありません。したがって、我々が半日勤務をする状況はありませんので、一日丸々7時間45分これからは、これまでは8時間でしたが、そういったものしかありませんので、ここに規定する必要がありませんので今回削除したところでございます。

それから、下の第19条につきましては、第19条2項の中に号を定めておりましたが、①②③④という表示をしておりましたが、これが(1)(2)(3)(4)という表示に改めているところでございます。これにつきましては、この法令等に関しまして、法令の手續等に従う基準に基づいた表記に改めるものでございます。

次のページをあけていただきまして、100分の60とあるのは100分の85とするということでございますが、これは第2項によりまして100分の60を100分の50と改めましたので、この分について改めるものでございます。規定については、再任用職員に対して適用するものでございます。現在、再任用職員はおりません。

それから、次に第20条の第2項の下のほうでございますが、100分の75を100分の70に改めるということございまして、これは勤勉手当の額を100分の75と定めておりましたけども、100分の5を減じるものでございます。給料月額を0.05月分減額するものでございます。

それから、次のページでございますが、第12条の中に勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外代休時間というものを挿入することになります。これにつきましては、時間外手当の勤務につきまして一月に60時間以上の時間外をするものにつきましては、その分についての一部100分の25の時間外手当を支払うことになるんですが、その分について代休を時間で与えるということが出来る旨を制定することになりますけども、その分をここに挿入する必要がある

りますので加えたところでございます。

その下、時間外勤務手当第13条ですが、正規の時間外にという表現を、正規の勤務時間を超えて勤務するというふうな表現に改めているところでございます。その条文の第1項については、同じような表現ということで改正をいたしております。

次のページの上のほうにつきましても同様の改正でして、正規の勤務時間以外にを、正規の勤務時間を超えてと改正するところでございます。

それから、第4項が真ん中辺付近ですけども、第4項、第5項につきましては現在ありませんので、この分については先ほど申しましたように、1カ月について60時間を超えた職員の分の規定をここで加えるものがございます。

右のページの第19条のところにつきましては、6月分の期末手当につきましては、5月に今年の6月分の期末手当についてのみ減額することを定めておりましたので、この分につきましては、来年以降の6月分につきましても100分の140を100分の125に減額する旨の規定でございます。

その下、第3項につきましては再任用職員に対する改正でございます、一般職員の100分の140を100分の125に変えましたので、それを改正するものがございます。それからまた、100分の75につきましては100分の65に減額するのでございます。また、100分の150とあるのを100分の85ということに改定するものがございます。これにつきましては、一たん100分の80から100分の85に上げた上でさらに、一たんここでは増額するものがございます。その分、増額になった分は次のページの改正にありまして、勤勉手当のほうで100分の40を100分の35に改めるということで、増額した0.05月分をこちらのほうで減額するという規定を定めるものがございます。

それから次は、改正条例の第3条分につきましては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の新旧対照表でございますが、これに基づいて説明を申し上げます。

第2条において40時間とありますのを38時間45分と、1日8時間から7時間45分に改正しますので、その件で38時間45分となります。

それから、その第2項でございますが、短時間勤務の職を占める職員につきましては、4時間を超えない期間について1週間当たり16時間から32時間の範囲内で任命権者が定めることになっております。これが勤務時間の40%から80%以内の期間ということでございまして、それが15時間30分から31時間までの間、同じパーセントとしては40%から80%ですけども、38時間45分となりますので、15時間30分から31時間まで短めるという状況になってまいります。

次の条文でございます。週休日及び勤務時間の割り振りということで、第3条第2項において月曜から金曜までの5日間においては1日につき8時間の勤務と今定めておりますので、これを7時間45分に改めるものがございます。

次の条文は、週休日の振りかえ等でございます。現在8時間ということで2分の1が4時間になりますので、2分の1に相当する期間ということで期間が定められましたけども、7時間

45分になりますので、2分の1に相当する時間が端数が生じる結果となりますので、これにつきましては4時間ということで時間を限定する条例と改正するものでございます。

それから、次のページの第8条の3につきましては、先ほど言いましたように、時間外の代休時間の定めをここで設けているところでございます。

それから、第10条休日の代休ということで、これに第8条の3第1項の規定により、時間外代休時間が指定された勤務日等及び休日除くということで新たにつけ加えるものでございます。

それから、次のページでございますが、介護休暇につきましては、菊陽町一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年菊陽町条例第6号。以下「給与条例」という）という規定がありましたけども、これが前のページの8条の3によって括弧書きの規定を設けましたので、（以下「給与条例」という）ということになっておりますので、ここでは給与条例という表記にさせていただきますところでございます。

それから、最後のページでございますが、給与の切りかえに伴う経過措置としまして、切りかえ日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員とその者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に100分の99.76を乗じて得た額に達しないものとなるものについては、給料月額のほかその差額に相当する額を給料として支給するというので、現在の現給保障の職員がおります。これまでの間に給与が減額されておりますけども、一定の給料者につきましては現給を保障されておりますけども、その保障されている職員についても0.24%を減額するというのがこの規定でございます。

条文につきましては以上のおりでございますが、施行期日を附則のほうで定めております。この施行の時期というのが今回は1つではありませんので、3つに時期が分かれております。まず今日施行する分と、明日12月1日に施行する分と、来年の4月1日に施行する分の3つに分かれております。公布の日であります本日施行するものにつきましては、先ほど説明しました①②③④を(1)(2)(3)(4)に改正しましたものと、勤務時間等条例12条1項の改正規定につきましては本日から、それから6月支給の期末勤勉手当の改正、職員の勤務時間を週38時間45分、それから1日当たり7時間45分に改める規定、それから時間外代休時間の規定、それから1カ月60時間を超えた場合の時間外勤務手当の改正の規定につきましては来年平成22年4月1日から、それからその他の給料、12月に支給されます期末手当、勤勉手当の支給等に関する規定につきましては明日平成21年12月1日から施行するというものでございます。

以上で説明終わります。よろしく願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 2点お伺いいたします。

本年の5月の臨時議会で承認された改正条例と今度提出された職員給与に伴う条例の改正で、当初予算よりどのくらい減額されるのか、またその減額された予算はどのように使うのかと。

もう一点、給与また勤勉手当等については今日また明日から施行になっていますが、5月の臨時議会で私がちょっと質問いたしましたけれども、そのとき課長が近隣市町村の動向を考慮しながらそれについては実施していきたいというふうを考えておりますということでしたが、どうしてこの施行が4月1日なのか、12月1日に施行できなかったのか。2点お伺いします。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉岡典次君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

減額の総額につきましては1,299万6,000円程度減額になります。

それから、4月1日にできなかったといいますのは……

（1番坂本秀則君「4月1日に15分短縮」の声あり）

15分短縮分ですね。これにつきましては、県あたりも今回やと議会議案に提案するというような情報が入っておりまして、今回本来給与ですとかそういった職員の待遇につきましては、人事院勧告をもとにほとんどおおむねそういった状況で改正を行ってきたところでございます。時間の短縮につきましては、住民の皆さん方へのサービスの関係を考えますと即座にできるようなものではないというようなことでやってきたところでございます。

今回、県内の町村でも60%以上の町村が7時間45分とするということがありまして、またさらに国のほうから国家公務員に合わせて7時間45分にしなさいというような通知も参っております。したがって、今回その時間短縮については、去年の8月の人事院勧告で勧告をなされております。今回の人事院勧告とあわせてこれを行いたいというようなことで提案をしたところでございます。これにつきましては、住民の皆さん方に広報あたりで、17時30分まで今開庁しておりますので、開庁時間が17時15分までとなりますので、広報等への掲載の時間を考えて来年4月1日から実施をするということで、今回お願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑はありませんか。

総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉岡典次君） もう一つ漏れておりましたのが、1,996万円程度減額になりますが、これは何に使うかということでございますが、これはもう一般財源として浮いてくる状態にありますので、全体的な中で使うということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

梅田清明君。

○15番（梅田清明君） それでは、お尋ねいたします。

15分間短縮、1週間当たり40時間を38時間45分に短縮するというので、私、前も一般質問

したことがあるんですけども、いわゆるタイムカードがないのに15分短縮といってもわからんちやなかろうかと思うわけですね。要するに、条例だけが15分短縮だけでも、タイムカードも何も打たんで、いつ何時に登庁されたのか何時に帰ったのかわからんと思ってるんですよ。そういった関係で、これを機会に一千何百万円か浮くということで、タイムカードを今精巧なのがありますので、個人個人にそういうのをつけたらどうでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉岡典次君） ただいまのご質問ですけれども、以前タイムカードを設置していた時期もありました。これにつきましては、後でこれは取りやめたところでございますが、そういった時間につきましては、課長のほうで出勤簿が備えてありますので明確にできるというものと、それから外に出張で出ていった場合に開庁時間内に帰ってこれるのかというものもございます。こういった状況の中で、管理職の管理で十分だという判断によって、現在タイムカードというのはなくしているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 確かに課長の判断でいいかもしれんけど、世間一般では、企業とかなんかでは到底これだけ人数が多くなれば管理できんわけですね。そういったことでカードでチェックしてるんですよ。皆さんを管理するためには課長だけじゃなくて、総務課で一括して管理するようなシステムばこれからつくっていかねばならないんじゃないかと私は思うんですけども、その辺は町長に聞いたほうがいいのか。町長、お願いします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 先ほど総務課長のほうから以前タイムカード使った時期がて言いましたけども、このタイムカードというのはいわゆる職員のいろんな、後年度で出勤状況を把握していくために、そのタイムカードというのは毎月1枚使うもんですから物すごい量になって保管等が、それも非常にととくのに保管場所あたりでも苦勞したという点がありました。そういった点で、今のまた出勤簿によって管理をしているような状態ではありますけども、登庁したときにはもうこの辺の管理でありますけども、出勤簿は課長の前のところにおいてありますので、そこに行って押印するというような形でありますので、その辺は出勤状況の把握等については管理職の当然の責任でありますので、十分その辺体制を固めていきたいと思います。

ただ、今の時代ですので、また変わったような管理の仕方もあるかもしれませんので、そういったものについても一応調べて、対応できるものがあれば対応していきたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 今日はたくさんの傍聴者の方もいらっしゃいますので、総務課長の説明としては正確を期するために、例えば100分の160を100分の150に改めるとか、そういう説明の仕方をされる、それは理解しますが、ただ非常にわかりにくいといえますか、一般には。

ですから、私が申し上げたいのは、例えば一般職の給与がどのぐらい減額になって、給与が概算で結構です、概略で結構です、それから12月のボーナスがどのぐらい減額になるのか、その辺をお聞かせいただきたい。同時に、特別職ですね。町長さん、それから教育長さん、今もう副町長はいらっしゃいませんけども、どうなるのか。それから、我々議員がどうなるのか。簡単に結構です、わかりやすく説明いただけますか。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉岡典次君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、給料の額でございますが、一般行政職、事務をとっている職員につきましては平均が569円、月額0.1%の減額となります。技能労務職、給食調理員の方々ですが682円の減額、0.22%の減額となります。それから、町長、教育長につきましては6万円から8万円程度の減額になるところでございます。議員さん方につきましては大体3万円程度の減額と、平均3万円程度の減額となるところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質問、質疑ありませんか。

坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） もう一度伺いますが、15分短縮に関しては、平成20年度の8月ですかね、通達があったのは。もう1年3カ月ぐらい前ですよ。5月の臨時議会で質問の中で課長は、検討して実施の方向に向けていくということですが、検討は5月からもう6カ月たってますよね。時間短縮に関してです。その期間、検討はどのようになされたのか、伺いたします。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉岡典次君） これは庁内で各職員で検討しているということじゃございませんで、それぞれの県ですとか他の町村の状況の把握をしていたところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 私もその時間短縮についてお尋ねをします。

菊陽町職員の全員の時間を合算してこの時間を削ると総労働時間でどのぐらい削れるのか、その額が相当大きくなると思うんですね、人数が多いですから。今の菊陽町の職員さんの勤務状態を見ていると、時間がなくてできない、時間がなくて検討できなかったという趣旨の答弁がこの議会の中でも結構出ています、課長さんたちからね。ですから、総労働時間が減ったときに今までできてきたことができなくなる、あるいは町民の皆さんに対してできるサービスが制限されていく、減らされていく、その可能性はないのか、そのことについてお尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉岡典次君） 今おっしゃったように、業務量その他の状況が今と変

わりがなければ時間外勤務の時間数がふえるかもしれませんし、5時15分から5時30分までの間に来庁されていた方々がもしいらっしやる状況であればこの方々に対しては影響がある、それはもうあるというふうに考えざるを得ないところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 総労働時間的にどのぐらいになるのか教えてください。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉岡典次君） 職員数が215名おります。1日15分でございますので、大体1万1,800時間程度の短縮になるのかなというふうに、ざっと計算しますと。そういうことじゃないかと思えます。

（2番北山正樹君「わかりました、はい。じゃあ3回目です」の声あり）

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） そうすると、1万1,800時間減るということは、それを埋めるときには1万1,800時間の残業が必要になると、あるいは1万1,800時間分のパート労働の方とかほかの方を雇わなければいけないということですよ。

先ほどからいうと、減額するというところで1,226万円余りでしたっけ、減額効果が出るということですが、その1万1,800時間ふえる分でそれをカバーすると相当の財源が不足といいますか、一般会計から持ち出しになるんじゃないかと思えますが、その辺についてはどのぐらい必要になるという状態でしょうか。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉岡典次君） 215名の正職員がおりますが、全部が全部時間外を行っているわけではございませんので、この15分間に時間外を行うというのはそんなに比率としては大きくないというふうに考えます。

（2番北山正樹君「額としてもそんなに」の声あり）

額としても今1,299万6,000円が減額になるというふうな計算をしておりますが、これを超えるようなことはまずないんじゃないかなと、そういうふうには考えております。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

鍋島有志男君。

○16番（鍋島有志男君） 各方面からいろいろ給料のことで質問がございましたが、それは来月から主だと思いましたが、今日のように夜議会を開かれますね。こういった場合どんなふうですか、どれだけ人件費を使わなければならないのか。ちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉岡典次君） ここに出席しております管理職については時間外勤務

手当が出ませんので、その分の給与については影響はないというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 鍋島有志男君。

○16番（鍋島有志男君） 私も長年議員をさせてもらっておりますが、遅くまで議会をしたことはありますが、遅くから始まった議会は私は全く初めてでございます。やはり今日は3件の議案が出ておりますが、非常にその中で大事な議案が入っております。そういうことは最初のお考えでは24日にするような発言、町長の言葉がございましたが、そしてまた30日にこういう給与の問題で臨時会を開くというふうな話、それはちょっと余りにも拙速ではないかと。そして、また同じ臨時会をするならば一緒にしたらどうかというような提案で今日になりましたが、本当言うならば、12月議会も間もなく始まります。こんな大事な議案は12月議会にゆっくりやっぱり審議すべきではなかったかと、私はそう思っておりますので、これは答弁は要りませんが、発言をさせていただきときます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 議案第62号菊陽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、前回の引き下げのときも反対をしましたが、やはり公務員の給与の引き下げは民間の労働者にも影響を与えるし、今景気が冷え込んでいるときの引き下げは景気にも与える影響が大きいと考え、反対するものです。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 私も反対の立場で討論いたします。

菊陽町の給与は県内自治体、賃金比較表を見ますと、2006年4月1日現在で1歳当たり給与月額が7,944円で、その当時第6位でした。2007年になりますと4月1日現在で7,762円で第13位、2008年4月1日現在で見ますと7,659円で第16位と、菊陽町が県内随一元気のある町と評価されておりますが、この現状から見ますと、職員給料は元気のある町としてはふさわしくない現状だと思います。それに伴いまして、給与カットは伝家の宝刀と申しますか、最終手段であります。今の菊陽町の財政から見て必要がないと思われれます。よって、反対いたします。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 菊陽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定に



ついて賛成の立場で討論をしたいと思います。

この前の会と同じような形になりましたけれども、今小林議員あるいは坂本議員がおっしゃることは、私は一理あるというふうには考えます。例えば、会社を経営するときに職員とか従業員の賃金カットをするというのはいわば最終手段でできれば避けたいと、そういう種類のものではないかとは思いますが、しかしながら、今の日本の経済状況等を考えたときに、公務員あるいは私たち議員みたいな立場にあるものが一定の痛みを分け合うということは、それはやむを得ないことではないかと。ただし、認識としては日本人は縮み思考がありますけれども、縮むのは将来伸びるために縮むんであって、縮みっ放しというのは非常に困るので、もうその辺の希望は申し述べながら、ただ今の経済状況の中では、これはやむを得ないのではないかと、そういう意味で賛成の立場で討論をいたします。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第62号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第63号 菊陽町情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定について

○議長（吉村豊明君） 日程第7、議案第63号菊陽町情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定についてを議題とします。

総務課長、内容の説明を求めます。

○総務部審議員兼総務課長（吉岡典次君） それでは、議案第63号菊陽町情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定についてご説明を申し上げます。

本町におきましては、情報関係につきまして菊陽町情報公開条例及び菊陽町個人情報保護条例を制定いたしているところでございます。

○議長（吉村豊明君） 傍聴人の方に申し上げます。私語はお慎みください。

○総務部審議員兼総務課長（吉岡典次君） この中でそれぞれ菊陽町情報公開審査会、菊陽町個人情報保護審査会を設置しているところでございます。情報公開と個人情報の保護といった相反する状況に的確に対応する必要がありまして、現在本町におきましては同じメンバーに委員を委嘱しているところでございます。国におきましては、既にこの法律が一本化されております。本町におきましても、こういった情報公開と個人情報の保護というものが整合のとれたものである必要がございます。また、合理化のためにも一本化するというものでございます。

本日提案いたしております菊陽町情報公開、個人情報保護審査会の設置条例につきまして

は、条例、もう中のほうを一つ一つ細かくは説明いたしませんけれども、趣旨それから設置、定義、組織、委員、会長、会議、審査会の調査権限、意見の陳述、意見書等の提出、提出資料の閲覧、調査審議の非公開、答申書の送付等、それから庶務、規則への委任等について規定を設けております。これにつきましては、これまでありました情報公開条例、個人情報保護審査会、個人情報保護条例、こういったもののそれぞれの審査会の開催に必要な事項を網羅しているつもりでございます。これまでの審査会の審査と同じような審査ができるように、この条例を設置するところとしているものでございます。附則で、この条例につきましては21年12月1日、明日から施行することといたしております。また、菊陽町情報公開条例及び菊陽町個人情報保護条例のうち、それぞれの審査会に係る規定につきましては削除しているところでございます。これにつきましては、後ろのほうに情報公開条例の新旧対照表としておりますが、この中で規定をしております、菊陽町情報公開条例の第19条以下に審査会のものがありましてこれを削除すると。それから、個人情報保護条例につきましては、第3章の第40条から43条までの中に審査会に係る規定を設けておりますので、これを削除するというところとしております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第63号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後6時19分

再開 午後7時33分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第64号 平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（吉村豊明君） 日程第8、議案第64号平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

内容の説明に入ります前に、鍋島議員外1名の方から委員会付託及び継続審査の動議が書面で提出されました。

この動議は規定の賛成者がありますので、成立しました。

提出者を代表いたしまして、鍋島議員から趣旨の説明を求めます。

○16番（鍋島有志男君） 鍋島でございます。議員の皆さん方にも1時間にわたります全員協議会、大変ご苦勞でございました。と同時に、傍聴席の皆さん方も本当に長い時間お待ちいただきましてありがとうございました。お礼を申し上げます。

早速でございますが、ただいま全員協議会で賛同を得たことを、私が魔法を使ったわけではございませんが、こういう形で皆さん方に提案をすることになったわけですが、その点のことは今まで皆さん方が建設的なご意見で全員協議会をされたわけでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

それでは、ただいまから皆さん方に甲斐議員の賛同も得ました議案の提案理由の説明について配付をさせていただきますので、しばらくお待ちください。

（「配付終わりました」の声あり）

事務局長のほうで状況判断してと思えますが、皆様方のお手元に配られたそうでございます。

全員ございますか。

それでは、朗読にかえさせて提案理由とさせていただきます。

提案者は私でございますが、賛成者が甲斐議員でございます。本日付で吉村議長に提出をいたしました。

内容に入ります。

議案第64号平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）についてを委員会付託（継続審査）とすることについて求めます。

提案理由の説明。

上記議案は菊陽町立菊陽中部小学校の移転地を菊陽町民グラウンドとすることを前提として提案をされていますので、同議案の採決については以下の理由で慎重を期すべきだと考えます。

去る9月定例会最終時点ではD案これは町民グラウンド案でございますがとE案これは新しい場所の案であります、この残る2つの形となっていました。しかるに、本年11月16日の月曜日、町長はD案——これは町民グラウンド案でございますが、D案を採用する方針であることを明らかにし、E案について——これは新しい土地でございますが、E案については検討資料を提示しませんでした。その後、町当局により各種の説明会が行われましたが、短期間での

提案で趣旨の理解やその検討も不十分であります。

特に留意すべきは町民の動向です。今現在、町民グラウンドの維持を希望する署名937名、現校地南側に移転を希望する署名1,118名、合計2,055名の署名が議長あてに提出されました。中でも、用地の提供については地権者や区の意向が協力の方向でまとまったとお聞きしております。

このような状況のままで、11月30日、本日の臨時議会で採決が行われれば、賛否どちらに決しても、町内各方面に大きな亀裂を生むであろうと危惧するものです。本件のみに限らず将来にわたって多数の難題を解決していくためには、町当局、議会、町民の足並みがそろうように配慮することが肝要と考えます。

しかし、菊陽中部小学校移転建設問題については既に長い時間を要していますので、無意味な停滞は許せません。

以上のことを配慮するとき、継続審査とし、それまでに必要な調査検討と相互理解の作業を進め、できるだけ円満な形で意思決定を行うことを提言するものであります。どうか議員の皆さん方のご協力をお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから文教厚生常任委員会の付託及び継続審査とすることの動議を議題として挙手により採決を行います。

この動議のとおり文教厚生常任委員会への付託及び継続審査とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって文教厚生常任委員会への付託及び継続審査の動議は可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成21年第7回菊陽町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後7時41分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 吉 村 豊 明

菊陽町議会議員 川 俣 鐵 也

菊陽町議会議員 吉 本 堅

菊陽町議会会議録
平成21年第7回11月臨時会

平成21年11月発行

発行人 菊陽町議会議長 吉村 豊明
編集人 菊陽町議会事務局長 阪本 健治
印刷 株式会社 きょうせい九州支社
電話 (092) 432-0781 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800
電話 (代) (096) 232-2111
議会事務局TEL (096) 232-4919